

Vol.45 「公表しても、まだ間に合う 意匠権取得- II」

新製品の発表やその製品の取引のために、出願前の公開を避けられず申請することを諦めてしまったデザインにも、**意匠権取得の可能性**が有ります。自身の創作デザインを保護する手段の一つとして有効な意匠権の登録申請のチャンスを有効に活用してください。前回のVol.44で **意匠権 新規性喪失の例外規定について** [前編]をお届けしました。Vol.45は後編として、場面に当てはめての申請の際の注意点の説明です。

(2013年5月1日 編集・文責 :デザイン保護委員会 委員長 丸山和子)



(イラスト作成:デザイン保護委員会 委員/徳岡 健)

● 情報発信

意匠権新規性喪失の例外規定について【後編】 特許庁審査業務部意匠課意匠審査基準室

前回に引き続き、意匠の新規性喪失の例外規定（意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して意匠を公開した場合）についてご紹介します。

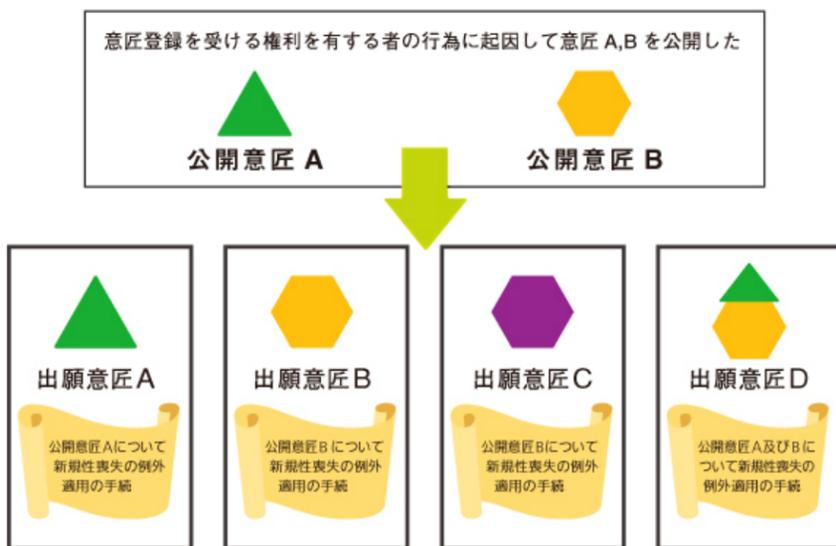
気を付けて頂きたいのは、この新規性喪失の例外規定は、あくまで「例外」の規定である、という点です。自分自身が創作した意匠を自ら公開した場合に、その公開された意匠を理由に拒絶されない、という制度であって、出願日が公開した日に遡るわけではありません。もし新規性喪失の例外規定の適用を受けることができたとしても、例えば、他人が同じような意匠を公開していたり、自分よりも先に出願していた場合、意匠登録を受けられないことがあります。

ですから、意匠登録出願は可能な限り、その意匠を公開する前に行ってください。また、海外への出願も考えている場合、新規性喪失の例外規定（いわゆるグレースピリオド）の制度は、各国によって異なりますので、注意が必要です。

新規性喪失の例外規定の適用を申請するときは、他にも注意すべき点があります。

新規性を喪失していないものとして取り扱うのは、証明書に記載されている意匠だけです。したがって、証明書に記載されている意匠以外にも、出願した意匠に類似している意匠（色違いや型違い等のパリエーションの意匠）や、創作容易の判断材料となる意匠（出願意匠と模様や形状の一部等が共通している意匠）があれば、それらすべての意匠について、新規性喪失の例外規定の適用を申請して下さい。

例えば、下図を御覧ください。



出願意匠Aと公開意匠Aは同一の意匠、出願意匠Bと公開意匠Bも同一の意匠、出願意匠Cと公開意匠Bは色違いの意匠、出願意匠Dは公開意匠Aと公開意匠Bを組み合わせた意匠です。

このような場合、出願意匠Aの新規性喪失例外証明書に公開意匠A、出願意匠Bの新規性喪失例外証明書に公開意匠Bを記載する、ということは分かりやすいかと思います。しかし、出願意匠Cの場合に、公開意匠Bについての新規性喪失の例外適用の申請をする必要がある点にご注意下さい。申請をしていなければ、審査の際に、出願意匠Cは公開意匠Bに類似する、と判断され、拒絶の理由となります。また、出願意匠Dの場合、公開意匠A及びB両方の意匠について新規性喪失の例外適用の申請をしていないと、審査の際、出願意匠Dは公開意匠A及びBを組み合わせて容易に創作出来た意匠である、と判断され、拒絶の理由となる可能性があります。

新規性喪失の例外規定の他、意匠制度について分からないことがあれば、特許庁のホームページに様々な情報が載っていますので、参考にして下さい。

<http://www.jpo.go.jp/index/isho.html>

■ 「意匠の新規性喪失の例外規定（第4条第2項）についてのQ&A集」

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/toiawase/faq/isyous_4_2_faq.htm

意匠法第4条第2項の意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受ける際の手続き全般について多く寄せられる質問を観点別に整理し、それぞれの質問に対する回答を示しました。従来からの「意匠審査便覧」等とともに、必要に応じてご参照ください。

■ 「部分意匠の関連意匠登録事例集について」

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryoku/kijun/kijun2/bubun_isyou.htm

部分意匠の意匠登録出願で、本意匠・関連意匠として登録されたものを、日本意匠分類ごとに掲載しています。意匠の類否判断や部分意匠の図面作成時等にご参照ください。

その他各種情報についても特許庁ホームページ上にて公開中です。

「意匠審査基準」

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryoku/kijun/kijun2/isyoushinsa_kijun.htm

「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryoku/kijun/kijun2/h23_zumen_guideline.htm

「画像意匠登録事例集について」

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryoku/kijun/kijun2/gazoutouroku_jirei.htm

「見本」、「ひな形」に関するQ&A」

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/toiawase/faq/mihon_faq.htm

意匠制度がデザイナーの方々の活躍に少しでも役立てば幸いです。

● 活動報告

JPDAとD-8の、デザイン保護のウェブサイトが4月1日に更新されました。

4月1日からの創作証の本稼働移行に合わせて、**JPDA D-8創作証とD-8デザイン保護研究会**の更新を完了しています。

今、デザイナーは自身の創作物を守る手段を学び、選び組み合わせ、創作物の価値を大切にしていける姿勢を示し、クライアントと共にデザインの社会的な地位を高めていけるポジションに有ります。創作証は自身からの発信ですが、創作デザインの法的な保護の手段として〈意匠法〉、〈デザイン寄託制度〉が有ります。

創作デザインの保護手段・方法

■ 意匠法での保護 <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

・〈意匠法〉は、量産可能な物品のデザインである「意匠」を保護する法律です。意匠の創作に価値を認め、意匠権という権利を設定して保護するもので、デザイン保護のための最も強い制度です。（産業財産権標準テキスト [意匠法] より）

- ・盗用されたデザインの差し止め請求ができます。
- ・自身の創作であることを、確実に証明することができます。
- ・意匠登録を受ける権利は〈創作者〉にあります。創作者以外が登録申請する場合は、この権利を譲り受けなければなりません。
- ・登録する権利を譲り受けた〈継承人〉は、申請書の創作者の欄に、真の創作者の名前を記載しなければなりません。怠ると「冒認出願」となり事実が発覚すると、登録は取り消されます。
- ・意匠公報で、創作デザインを広く紹介できます。

■ デザイン寄託制度 / (社) 日本デザイン保護協会 <http://www.jdpa.or.jp>

- ・創作デザインを寄託することで、創作者・創作年月日を証明することができます。
- ・意匠登録前、または、意匠登録まではしなくても〜という場合に、創作の事実を証明するための証拠として利用することが、安く手軽にできます。
- ・単独での創作デザインの外、カタログの寄託も可能です。希望すれば、インターネットでの公開もできます。
- ・電話で予約すれば、保護の方法について知財専門の担当者との相談も無料でできます。

■ D-8創作証 <http://www.d-eight.jp/protection.html>

- ・意匠権で権利化する前のデザインや著作権の対象にならないデザインを、どのように守っていけるかを模索・検討し生まれたシンボルマークがD-8創作証です。
- ・自身の番号が付いたマークを創作の証として貼付するだけの簡単な方法です。
- ・創作者を特定しないまま世の中に送り出さず、自身の創作であることを宣言することで、創作者の存在をアピールし、無断での使用や流用を少しでもストップできたらとの「ムーブメントとしての活動」でもあります。

デザインの社会的な地位の向上は、良いデザインを生み出す原動力になり、産業の発展に繋がります。クライアントとデザイナーが、創作する現場に共に立ち、互いを尊重しあう意識が、その基盤になります。デザイン保護を、当たり前前の確認要素として話し合える環境を整備していく「ムーブメント」が広く浸透していくことを目指します。

◆このページに限らずVol.1～これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。無断転用・引用はお断りいたします。